

一般財団法人ATグループ財団

2027年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

一般財団法人ATグループ財団（以下「当財団」という）は、親（保護者）が交通事故で亡くなったり、著しい後遺障害が残ってしまい、経済的な困難に直面している子供やその家庭を支援するために設立しました。

子供たちが自信を持ち、未来に向かって自分らしい人生を歩むことのできる社会となることを願い、奨学金の助成を行ってまいります。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- （1）奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- （2）奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下に該当する者としてします。

- （1）保護者が交通事故で死亡、又は重度の後遺障害*を負った家庭の児童・生徒・学生

* 重度の後遺障害の程度（いずれか一つに該当）

- ① 身体障害者手帳の1級から4級
- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級から第7級
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の第1級から第3級

- （2）愛知県に在住する満22歳以下の者 ※2028.04.01時点での年齢

（小学生、中学生、高等学校生、高等専門学校生、大学生並びに各種学校生）

- （3）日本国籍を有する者、又は永住者（外国籍の留学生は対象外）

※他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします。

4. 採用人数

年30名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

- （1）給付金額・・・月額 30,000円
- （2）給付の期間・・・2027年4月1日～2028年3月31日
- （3）給付の方法・・・支給決定後、3ヵ月に一度、月額合計額（90,000円）を奨学生の指定する銀行口座等（本人名義）に送金

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- （1）退学、休学又は長期に欠席するとき
- （2）留年したとき
- （3）傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- （4）学業成績又は品行が不良となったとき
- （5）奨学金を必要としなくなったとき
- （6）上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手続き（応募方法）

（1）必要書類

① 奨学生願書 兼 推薦書 ※本人の通う学校の推薦が必要です

② 交通事故証明書（写し可）

※証明が受けられない場合には次のいずれか一つを提出してください。

ア 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）

イ 交通事故発生時の新聞記事等で日付が確認できるもの（写し可）

ウ 在学学校長又は民生委員による証明書

③ 保護者の所得に関する証明書

④ 戸籍謄本（保護者との関係の確認、保護者の死亡日の確認ができるもの）

⑤ 現住所の確認が出来る書類（住民票（マイナンバーの記載がないもの）、免許証の写し等）

⑥ 後遺障害の程度を証する書類（次のいずれか一つ、死亡の場合は不要）

ア 身体障害者手帳の写し（1級～4級）

イ 精神障害者保健福祉手帳の写し（1級～3級）

ウ 事故後間もないなど、手帳や証明がない場合は、病院の「状態や就労不能」が記載された診断書（写し可）

（2）提出方法

当財団宛（下記「提出先」）に郵送して下さい。

（3）提出期限

2026年9月30日（当財団必着）

（4）提出先（連絡先）

〒466-0057 愛知県名古屋市昭和区高辻町6番8号

一般財団法人ATグループ財団 事務局 宛

TEL：052-883-6867

8. 奨学生の決定

（1）奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人及び本人の通う学校に通知します。

（2）選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 給付期間中の届出

次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を当財団に届出してください。

（1）留学する場合

（2）休学、復学、転学又は退学したとき

（3）停学、その他の処分を受けたとき

（4）留年又は卒業延期の恐れが生じたとき

（5）提出書類に変更が生じたとき（メールアドレス、住所等）

10. 奨学金の返還

奨学金の休止又は廃止事由（6項）に該当、もしくは給付期間中の届出（9項）を怠った場合、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。